

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 7年10月27日
契 約 業 者 名	世紀東急工業(株) 東京支店
契 約 業 者 の 住 所	東京都渋谷区渋谷一丁目二番五号
工 事 の 名 称	R6万世橋管内舗装修繕他工事
工 事 場 所	自) 東京都千代田区神田須田町1丁目 至) 東京都千代田区外神田1丁目 他2箇所
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について記述する)	<p>【万世橋管内地区】工事延長 約260m (2箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工(車道) 約4,000m² ・遮熱材塗布工 約2,500m² ・区画線工 約3,000m <p>【虎ノ門地区】工事延長 約330m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・舗装工(車道) 約1,100m² ・舗装工(歩道) 950m² ・防護柵工 一式 ・区画線工 約400m
工 期 (自)	令和 7年 4月 1日
工 期 (至)	令和 8年 2月 20日
変 更 前 の 契 約 金 額	171,435,000円(税込み)
変 更 金 額	+ 36,245,000円(税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	207,680,000円(税込み)
変 更 理 由	別紙のとおり

変更契約の内容別紙

変更理由

1. 補装工（神田地区）

現地精査の結果、切削オーバーレイ工、既設舗装遮熱材塗布については、数量精査（減）する。

2. 区画線工（神田地区）（春日地区）

現地精査の結果、区画線工については、数量精査（減）する。

3. 仮設工（神田地区）（春日地区）

関係機関協議の結果、仮設の区画線が必要となり、仮区画線工を増工する。

4. 補装工（春日地区）

交通管理者と協議した結果、分割施工することとなったため、切削オーバーレイ工については、数量精査（増）する。

5. 補装工（虎ノ門地区）

前年度工事において、一部工事の取りやめとなった車道舗装を行う必要が生じたため、運搬処理工、切削オーバーレイ工（国道）、切削オーバーレイ工（都道）、オーバーレイ工（国道）、オーバーレイ工（都道）を追加する。

6. 排水構造物工（虎ノ門地区）

前年度工事において、一部工事の取りやめとなったL型街渠等を行う必要が生じたため、作業土工、側溝工、取付管工、集水桿・マンホール工を追加する。

7. 縁石工（虎ノ門地区）

前年度工事において、一部工事の取りやめとなった歩車道境界ブロックを行う必要が生じたため、縁石工を増工する。

8. 区画線工（虎ノ門地区）

前年度工事において、一部工事の取りやめとなった区画線を行う必要が生じたため、区画線工を追加する。

9. 道路付属施設工（虎ノ門地区）

前年度工事において、一部工事の取りやめとなった車道照明を行う必要が生じたため、照明工を追加する。

10. 構造物撤去工（虎ノ門地区）

1) 前年度工事において、一部工事の取りやめとなった車道舗装等の施工により既存構造物の撤去を行う必要が生じたため、排水構造物撤去工、縁石撤去工、道路照明設備撤去工を追加する。

2) 上記工種の増工に伴い、運搬処理工を数量精査（増）する。

11. 仮設工（虎ノ門地区）

1) 関係機関協議の結果、仮設の区画線が必要となり、仮区画線工を増工する。

2) 補装工（虎ノ門地区）等の増工に伴い、交通管理工を数量精査（増）する。

12. 工期

工期は、舗装工（虎ノ門地区）等の増工により、工期を45日間延長し、令和8年2月20日までとする。